

令和 3 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 5 月 2 5 日

担当部・課：教育委員会生涯学習課 [内線 5 0 5 3]

教育委員会牡鹿公民館 [内線 6 7 0]

牡鹿総合支所市民福祉課 [4 5 - 2 1 1 3]

① 件 名
石巻市牡鹿公民館の所在地等の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】参考</p> <p>石巻市牡鹿公民館については、東日本大震災の津波被害により壊滅的な被害を受けたため、牡鹿総合支所内で公民館活動をしていたが、公民館施設の新たな建設は行わず、既存公共施設の有効活用を検討したところ、牡鹿保健福祉センターが最も公民館機能を有している施設であったことから、暫定的に事務所を移転し、公民館活動を行っている。</p> <p>【目的】</p> <p>牡鹿保健福祉センター内に牡鹿公民館を設置し、公民館活動や少子高齢化対策に向けた健康・異世代交流事業等を横断的に提供することで、住民ニーズに応じた施設の効率的な運用が見込まれ、地域住民の活動の拠点として充実を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市公民館条例（平成 1 7 年条例第 9 8 号） 石巻市公民館条例施行規則（平成 1 7 年 4 月教育委員会規則第 2 9 号） 石巻市牡鹿保健福祉センター条例（平成 1 7 年 4 月条例第 1 3 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 3 年 3 月 東日本大震災により公民館が被災 平成 2 6 年 7 月 事務室を暫定的に牡鹿保健福祉センターに置く 令和 3 年 2 月 被災公共施設再建方針決定（牡鹿総合支所と教育委員会協議）</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市牡鹿公民館の移転に伴い、石巻市公民館条例の一部を改正する。</p> <p>【改正する内容】</p> <p>1 所在地の変更について 改正前：石巻市鮎川浜湊川 6 3 番地 改正後：石巻市鮎川浜清崎山 7 番地</p> <p>2 使用料について 牡鹿公民館使用料（別表第 1 の 5）を削除する。なお、施設利用については、「石巻市牡鹿保健福祉センター条例」によるものとし、使用料は徴収しない。</p>

【施設概要】

名 称 石巻市牡鹿保健福祉センター
敷地面積 8,843.14㎡
延床面積 2,509.57㎡
事業費 977,490千円
財源内訳 電源立地促進対策交付金 870,000千円
地方債 52,300千円
一般財源 55,190千円

- イ 本施設は、電源立地促進対策交付金の補助を受け設置した施設であるが、事務所スペースは補助対象外であり、公民館事務所として使用するにあたり、国への事務手続きは不要である。
- ロ 牡鹿保健福祉センターの一部について、空き時間を利用して公民館事業を実施することについても国への事務手続きは不要である。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

牡鹿保健福祉センターをはじめとする地域内の既存公共施設を活用して公民館事業を展開していくことにより、幅広い層の参加意欲を高め、施設の効率的な運用が図られ、地域の活性化に寄与することが期待される。

【市財政への負担】

現行の管理費のほかに新たな費用は発生しない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年6月 市議会第2回定例会に公民館条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年7月1日)

⑨ その他

【石巻市牡鹿保健福祉センター入居施設】

- ・社会福祉法人石巻祥心会 福祉事業所くじらのしっぽ
- ・社会福祉法人旭壽会
- ・石巻市社会福祉協議会牡鹿支所
- ・石巻市牡鹿地区放課後児童クラブ
- ・石巻市牡鹿子育て支援センター